

(配布先)
支店長・副支店長
施工担当部署長・建設所長
副部長・副所長・統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会

事務連絡(安-2023-27)
令和5年9月6日

安全環境本部長

揚重機械関連特別巡回の実施について（要請）

昨年度、当社作業所で発生した揚重機械関連災害は過去最多となり、ここ数年発生件数に歯止めがかかっていない状況が続いています。また、別紙1、2のとおり、揚重機械稼働環境の未整備や使用ルールが守られていない事例も散見されます。

これらの状況は看過できるものではなく、揚重機械関連災害の再発防止のためには、揚重機械の使用リスクを再認識するとともに、揚重機械を稼働させる環境の整備と使用ルールの順守が不可欠となります。

つきましては、エスシー・マシーナリの協力のもと、下記のとおり揚重機械を使用する作業所に対して「揚重機械関連特別巡回」を実施することとしましたので、作業所関係者に周知徹底させてください。

記

1. 実施期間：令和5年9月～令和6年2月（日程は調整中）
2. 対象作業所：次の揚重機械を設置している作業所
(1) オペレータ付クローラクレーン、タワークレーン
(2) 工事用エレベーター(1.5 t 以上)
3. 巡回ポイント：揚重機械の稼働環境整備状況、使用ルールの順守状況
4. 巡回者：エスシー・マシーナリの生産支援本部員、
東京センター機械部員または所轄機械センター幹部、
及び部門安全環境部員
5. 対応：巡回報告を受けた作業所は、部門安全環境部と連携して
不適合への対策を実施
6. 確認：実施した対策については、ワークフローを使用して、
作業所→部署長→部門安全環境部長→部門安全管理総括
責任者→安全環境本部安全部→生産技術本部及びエスシ
ー・マシーナリの順に確認

※この事務連絡は、示達本(安環安)23-08(令和5年8月31日)安全環境本部発行に基づき作成しました。

以 上

作業所における機械稼働環境の未整備、ルール違反事例

「機械稼働環境の未整備・不適合」

「ルール違反の操作/改造」

- ① 木板を用いたクローラークレーンのレベル調整 (写真-1,2)
- ② 定置式クレーンベース (写真-3)、ELVピットの水没
- ③ タワークレーンマスト内昇降路の障害物 (写真-4)
- ④ 安全通路の不備 (写真-5)
- ⑤ 機械周辺立入禁止措置の不備 (写真-6)
- ⑥ タワークレーン衝突防止システム解除による揚重作業 (衝突防止システム解除時ルールの不履行)
- ⑦ クローラークレーンの吊荷走行による建方作業 (写真-7)
- ⑧ ロングスパン工事用エレベータの規格外改造 (写真-8)



機械稼働環境の未整備、ルール違反事例の補足説明

「機械稼働環境の未整備・不適合」

①木板を用いたクローラクレーンのレベル調整

移動式クレーンは水平堅土上での運転が義務付けられており、沈下することのない広さを有し、クレーン荷重で変形しない強度を有する鉄板等による地盤整備が必要

②定置式クレーンベース、ELVピットの水没

機械基礎部分の点検ができないことに加え、錆の促進でアンカーボルトの耐力低下が懸念されるため、水中ポンプ等の排水対策が必要

③タワークレーンマスト内昇降路の障害物

作業員動線空間の障害物は除去が基本、やむを得ない場合は注意表示と障害物の養生が不可欠

④安全通路の不備

短時間でも簡易の立入禁止措置は必要、長期であれば安全通路の切り替え実施

⑤機械周辺立入禁止措置の不備

エレベータ昇降路内は立入を禁止する措置が義務付けられている（仮囲い・表示・施錠）

「ルール違反の操作/改造」

⑥タワークレーン衝突防止システム解除による揚重作業

タワークレーンを複数台設置する現場は衝突防止システムの原則設置と一時的な停止に際しての社内ルールが安全衛生管理標準（注1）に定められているが、解除時のルールを守らず、解除下での揚重作業を続けタワークレーンのジブを相互接触させる事故が最近2件発生

注1：[安全衛生管理標準 第2編 仮設工事安全管理](#)

[第2章 機械 第1節 クレーン 及び 第2節 移動式クレーン](#)

⑦クローラクレーンの吊荷走行による建方作業

厚労省通達でクローラクレーンによる吊荷走行は原則禁止と定められている（注2）。やむを得ず実施する際にはメーカーが定める機種ごとに条件（注3）下で行うことが必要。

（吊り荷重の制限、荷を下げた状態での低速走行、走行姿勢制限等）

注2：[（一社）日本建設機械工業会 クレーン部会資料-1](#)

注3：[同上 資料-2](#)

⑧ロングスパン工事用エレベータの規格外改造

ロングスパン工事用エレベータに作業員を搭乗させる場合は、定員を遵守しその搭乗範囲に堅固なヘッドガードと積載物との遮断設備を設けることがエレベータ構造規格で定められている。